

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 6 月 30 日 青森地方法務局五所川原支局 登記官 柳谷道広

記

- 1 手続番号 第 4201-2025-0006 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
五所川原市金木町蒔田桑元 101 番 1